

平成24年第 1 回定例会

(初 日)

平成24年 3 月 5 日

平成24年第1回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成24年3月5日（月）
午前10時03分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 提出議案の総括説明
- 第5 予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 議案第1号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第2号 平川市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例案
議案第3号 平川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第4号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び
青森県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第5号 市道路線の廃止について
議案第6号 市道路線の認定について
議案第7号 農地災害復旧事業の施行について
議案第8号 市有財産の無償貸付けについて
議案第9号 平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさと
センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間につ
いて
議案第10号 平成24年度平川市一般会計予算案
議案第11号 平成24年度平川市国民健康保険特別会計予算案
議案第12号 平成24年度平川市介護保険特別会計予算案
議案第13号 平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
議案第14号 平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算
案
議案第15号 平成24年度平川市学校給食センター特別会計予算案
議案第16号 平成24年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
議案第17号 平成24年度平川市簡易水道特別会計予算案
議案第18号 平成24年度平川市水道事業会計予算案
議案第19号 平成24年度平川市下水道事業会計予算案
議案第20号 平成24年度平川市広船財産区一般会計予算案
議案第21号 平成24年度平川市小和森財産区一般会計予算案
議案第22号 平成24年度平川市荒田財産区一般会計予算案

- 議案第 23 号 平成24年度平川市大坊財産区一般会計予算案
- 議案第 24 号 平成24年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
- 議案第 25 号 平成24年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
- 議案第 26 号 平成24年度平川市平田森財産区一般会計予算案
- 議案第 27 号 平成24年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案
- 議案第 28 号 平成24年度平川市新館財産区一般会計予算案
- 議案第 29 号 平成24年度平川市沖館財産区一般会計予算案
- 議案第 30 号 平成24年度平川市¹川財産区一般会計予算案
- 議案第 31 号 平成24年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
- 議案第 32 号 平成24年度平川市原田財産区一般会計予算案
- 議案第 33 号 平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案
- 議案第 34 号 平成23年度平川市一般会計補正予算案 (第 6 号)
- 議案第 35 号 平成23年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案 (第 3 号)
- 議案第 36 号 平成23年度平川市介護保険特別会計補正予算案 (第 3 号)
- 議案第 37 号 平成23年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 38 号 平成23年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正
予算案 (第 2 号)
- 議案第 39 号 平成23年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第 3 号)
- 議案第 40 号 平成23年度平川市水道事業会計補正予算案 (第 4 号)
- 議案第 41 号 平成23年度平川市下水道事業会計補正予算案 (第 4 号)
- 議案第 42 号 平成23年度平川市荒田財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 43 号 平成23年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 44 号 平成23年度平川市柏木町財産区一般会計補正予算案 (第 2 号)
- 議案第 45 号 平成23年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 46 号 平成23年度平川市新館財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 47 号 平成23年度平川市沖館財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 48 号 平成23年度平川市原田財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 49 号 平成23年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
- 議案第 50 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減
及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 51 号 平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案

- 第 7 報告第 1 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第 10 号 平川市税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第 1 号 平成23年度平川市一般会計補正予算 (第 4 号)
 - ・専決第 2 号 平成23年度平川市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 報告第 2 号 専決処分した事項の報告について
 - ・専決第 11 号 損害賠償額の決定について

- 第 8 請願第 1 号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	大川喜代治	会計管理者	菊池孝夫
副市長	佐藤一行	農業委員会事務局長	樋口正博
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長補佐	工藤義美
企画財政部長	木村雅彦	平川診療所事務長	蔦谷博通
市民生活部長	櫻庭正紀	監査委員事務局長	鳴海景文
経済部長	奈良進	消防長	駒井祐正
建設部長	八木橋長	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	中田博光	教育長	佐藤満廣
尾上総合支所長	松田健雄	農業委員会会長	古川寛三
碓ヶ関総合支所長	花岡敏則	選挙管理委員会委員長	内山久人
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小 野 勝 一 郎	主 査	古 川 聡 子
議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時03分 開会及び開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、平成24年第1回平川市議会定例会を開会いたします。
 報道関係者が傍聴席において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、対馬 實議員及び10番、齋藤政子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る2月29日、議会運営委員会を開催し、会期について協議いたしましたところ、御手元に配布した会期日程表（案）のとおり会期は本日5日から3月19日までの15日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告は御手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、11人となっております。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日5日から19日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日5日から19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、議案第1号から議案第51号、報告第1号から2号の合計53件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の

出席を求めました。

なお、白戸選挙管理委員会事務局長が、風邪のため欠席しております。代わりに工藤同事務局長補佐が代理として出席することを許可していますので、御了承願います。

市長より、平川市の財務書類（平成22年度末現在）についての提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、平成23年11・12月分の例月出納検査報告書、行政監査の結果報告について、学校及び行政機関の定期監査の結果報告について、以上が提出されましたので、御報告いたします。

平成23年第4回定例会報告以降の議会の諸般事項報告を配布しておりますので、御了承願います。

請願第1号T P Pへの参加反対の意見書を求める請願の写しを配布しておりますので、御精読願います。

陳情第1号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情、陳情第2号こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書提出に関する陳情書の写しを配布しておりますので、御精読願います。

建設経済常任委員会より、平成24年2月13日に実施した、所管事務調査についての報告が提出されましたので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、提出議案の総括説明に入ります。

本定例会に上程されました議案第1号から議案第51号までを一括議題とし、市長より提出議案の総括説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長

（大川喜代治）

皆さん、おはようございます。

本日ここに第1回平川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、春の大変御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

開会にあたりまして、市政運営に関する所信並びに提出議案の概要について説明を申し上げまして、議員の皆様方と市民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず始めに、碓ヶ関診療所の設置についてお話させていただきます。2月27日に開催いたしました議員全員協議会におきましては、議員の皆様方に対しまして、碓ヶ関地域に診療所を設置するめどがついた旨の報告をさせていただき、改めて皆様方から貴重な御意見をちょうだいいたしました。

また、同日、碓ヶ関地域にて開催されました市政懇談会におきまして地域住民に対し、設置に向けた同様の説明をいたしました次第であり、その様子は新聞等の報道で皆様方も御承知のことと存じます。そのような状況の中で、できるかぎり早い段階で開設手続きを完了し、医療空白

期間を最小限にするためにも、議員の皆様方におかれましてはまことに急で申し訳なく存じますが、本議会で提案されてる議案第51号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案を、委員会付託を省略し本日審議の上、決定していただきますよう改めてお願いを申し上げる次第であります。

さて、平成24年度の国の一般会計予算の概要額は90兆3,339億円となり、前年度当初予算と比較し、2.2%のマイナスと発表されております。

今回の予算の基本方針は、「日本再生」に向けて、「東日本大震災からの復興」、「経済分野のフロンティアの開拓」、「分厚い中間層の復活」、「農林漁業の再生」、「エネルギー・環境政策の再設計」の5つの重点分野を中心に予算編成されているようであります。また、それにあわせて地域主権改革を確実に推進するとしております。一方、地方財政計画は、前年度比0.8%のマイナスの81兆8,700億円となっており、その内容については、歳入では、地方税が0.8%のプラス、地方交付税が0.5%のプラス、地方債が2.7%のマイナスとなっており、歳出では投資的経費が3.6%のマイナスとなっております。主要施策としては、「子ども・子育て新システムの構築」、「医療保険、介護保険制度の強化」、「農山漁村地域活性化対策」、「緊急的な防災・減災事業の展開」、「教育教材の整備推進」等があります。しかしながら、御承知のように、予算をめぐっては国では大変混迷した状況が続いており、今度の動向を注視していかねばなりません。

このような背景を踏まえながら、平成24年度の予算編成にあたっては、長期総合プランの後期基本計画の初年度であるため、昨今の社会経済情勢と、今後のまちづくりの目標設定の双方を見据えつつ、インフラ整備や東日本大震災を教訓とした防災対策、経済活性化等を念頭に置いて予算配分をいたしたところであります。

また、今日の厳しい財政状況の中、行財政改革に積極的に取り組み、財政規律を維持し、一般会計をはじめ、全会計の財政健全化を引き続き図ることとし、平成24年度も将来負担の軽減のため、市債の繰上償還の予算を計上いたしました。

その結果、平成24年度の一般会計予算の規模は、歳入歳出ともそれぞれ163億5,000万円となり、前年度に比べて2.1%の伸びとなったところであります。平成24年度における主なる施策につきましては、長期総合プランの基本目標に従って説明を申し上げます。

第一の柱であります「こころ豊かな未来へ向かうひとづくり」部門では、

一、義務教育施設整備事業	19,586,000円
一、学力向上対策事業	13,243,000円
一、運動施設整備事業	289,074,000円

第二の柱であります「集いと元気あるまちづくり」部門では、

一、コミュニティ育成事業奨励金	21,373,000円
一、市民運動会の実施	2,960,000円
一、国際交流事業	3,897,000円

第三の柱であります「お互いが支えあう共生のまちづくり」部門では、

一、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料の無料化	20,456,000円
一、放課後児童健全育成事業	26,135,000円
一、出産祝金事業	10,500,000円
一、各種がん検診事業	41,616,000円
一、平川診療所移転新築事業	16,371,000円

第四の柱であります「やすらぎとぬくもりを感じるまちづくり」部門では、

一、市営住宅改善事業	110,500,000円
一、住宅用太陽光発電システム導入支援事業	3,200,000円
一、消防団車両管理事業	32,650,000円
一、防災拠点施設等整備事業	52,110,000円
一、自主防災組織育成事業	10,614,000円
一、防犯灯整備事業	1,224,000円

第五の柱であります「うるおいと活力に満ちた産業のまちづくり」部門では、

一、農業生産振興対策貸付事業	337,000,000円
一、新規就農総合支援事業	10,477,000円
一、中山間地域直接支払交付金事業	140,337,000円
一、6次産業化施設整備事業	12,500,000円
一、稲わら有効利用支援事業	8,000,000円
一、緊急雇用創出事業	68,013,000円
一、夏・冬ねふたまつり事業	11,607,000円
一、観光案内板設置事業	2,572,000円
一、特別保証制度保証料・利子助成事業	12,640,000円

第六の柱であります「便利で快適に暮らすまちづくり」部門では、

一、道路新設改良事業	195,848,000円
一、側溝整備事業	108,141,000円
一、除雪対策経費	175,680,000円
一、建設機械整備事業	51,199,000円

その他の部門では、

一、地域経済活性化補助金	11,000,000円
一、新エネルギービジョン策定事業	2,467,000円
一、ネットワークシステム更新事業	43,760,000円
一、市債繰上償還	300,000,000円

などが新年度の主なる事業であります。

また、目的別経費の状況は、

一、民生費	5,063,135,000円
二、公債費	2,643,483,000円
三、総務費	1,830,643,000円
四、土木費	1,615,470,000円
五、教育費	1,465,025,000円
六、農林水産業費	1,088,991,000円
七、衛生費	1,042,357,000円
八、消防費	722,398,000円
九、商工費	501,429,000円
十、議会費	177,389,000円

その他、各款にわたって、それぞれの予算額を計上し、結果、新年度の投資的経費は14億6,176万1,000円となりました。

一方、歳入においては、

一、地方交付税	8,070,000,000円
二、市税	2,187,369,000円
三、国庫支出金	1,938,870,000円
四、県支出金	1,081,596,000円
五、繰入金	1,010,497,000円
六、市債	710,300,000円
七、諸収入	453,111,000円
八、地方消費税交付金	270,000,000円
九、地方譲与税	226,000,000円
十、分担金及び負担金	181,203,000円

などが主なる財源であります。

財源構成比では、自主財源が39億7,213万4,000円の24.3%、また、依存財源が地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など123億7,786万6,000円の75.7%となっております。

その結果、平成24年度末の起債残高の見込額は、128億6,822万9,000円でその実質公債費比率は13.6%と想定しておるところであります。

次に、各特別会計であります。国民健康保険特別会計予算案では、前年度対比1.7%マイナスの予算の総額が42億7,051万8,000円、介護保険特別会計予算案では、前年度対比14%プラスの予算の総額が34億4,159万9,000円、診療所特別会計予算案では、前年度対比1.6%マイナスの予算の総額が3億6,809万円となりました。

また、下水道事業会計予算案では、前年度対比0.3%マイナスの予算の総額が16億4,551万1,000円、水道事業会計予算案では、前年度対比7.8%マイナスの予算の総額が7億1,745万4,000円となりました。

その他の特別会計予算案等につきましては、予算特別委員会が設置されますので、委員会等の審議の場において、詳しく説明を申し上げます。

とといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしました議案は、条例案4件、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更案1件、市道路線の廃止と認定案各1件、農地災害復旧事業の施行案1件、市有財産の無償貸付け案1件、指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について1件、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更案1件、新年度各会計予算案24件、各会計補正予算案16件、あわせて51件であります。

一般会計補正予算案については、歳入歳出それぞれ1億8,253万9,000円を減額し、予算の総額を161億3,989万2,000円といたしたところであります。

今回の補正の内容については、各事業費の減額と内部調整によるものが主なる補正の内容であります。

その他の各会計補正予算案につきましては、後ほど、詳しく説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上が本定例会に提出する平成24年度の予算案と各議案の概要であります。

いずれも、新年度の市政執行にとりまして重要な案件でありますので、議員の皆様方には大変御苦勞様でございますが、何とぞ、慎重審議くだされ、満場の御賛同を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、提出議案の概要説明とさせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で、総括説明は終わりました。

日程第5、予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任についてを議題とします。

本定例会に平成24年度の各会計の予算案が提出されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、平成24年度の各会計の予算案について審査することを目的に、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、平成24年度の各会計の予算案について審査することを目的に、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員の皆さんを指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20人の全議員の皆さんを予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法について、お謀りします。

会議規則第119条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長が指名推選することに決定しました。

それでは、予算特別委員会の委員長及び副委員長を指名推選いたします。委員長に12番、齋藤 剛議員、副委員長に6番、小野長道議員を指名推選いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

委員長、副委員長のあいさつを求めます。

はじめに委員長、登壇願います。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会
委員長(齋藤 剛
委員)

ただいま予算特別委員会が設置され、議長より委員長に指名いただきました、12番、齋藤 剛でございます。

責任の重大さを痛感しているところでございます。市民生活に直接関連のある予算案でございますので、委員の皆様には活発なる議論と慎重なる審議をお願いいたします。議事運営等、不慣れな私でございますが誠心誠意その職務を果たしたいと思っております。委員の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思ひまして、委員長就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長

次に副委員長、登壇願います。

(予算特別委員会副委員長登壇)

○予算特別委員会
副委員長(小野長
道委員)

ただいま議長より予算特別委員会副委員長に指名されました、6番、小野長道であります。

齋藤委員長に事故のあるときは、委員長に代わりまして審議を進めさせていただくこととなります。皆様の御協力、御支援をいただき副委員長の職務を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(予算特別委員会副委員長降壇)

○議長

日程第6、議案付託に入ります。

提出議案目録及び議案の付託先案について、御手元に配布してありますので御参照願います。

議案第1号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第1号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

第5期介護保険事業計画の作成に伴い、第5条に定める計画期間を平成24年度から26年度まで変更するとともに、介護保険料基準額を5,920円とし、1号被保険者の各区分の保険料率を定めるものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、齋藤議員。

○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤です。

第5期の介護保険事業計画が策定されたわけなんですけど、今、副市長の方から提案がありました。介護保険料は基準額が5,920円ということで、大幅なアップになったわけですが、今回、第5期の介護保険事業計画策定にあたって、一番苦労した点、それから今回の改正のポイントを教えてくださいたいと思います。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(櫻庭正紀)

苦労した点と今回の改正のポイントということですが、基本的に運営協議会の中でさまざまな議論をいただきました。また、市民1千名の方のアンケートの中でもさまざまな介護保険に対する御意見をいただきました。その審議の中で、第4期において密着型の特養施設やショートステイの増など、当初4期計画には想定していなかったこともありました。委員の中には大幅な上昇についての意見が、やむを得ないだろうというのが大方の意見であったと思います。それには苦渋の選択だったのではないかと、委員の皆様にはその点、大変御心労をかけたと思っております。

それから今回のポイントですが、960円台第4期に比べまして第1号被保険者保険料基準額が960円の増と、19.4%と大幅な増となったわけですが、その主な内容と増加した要因といたしましては、財政安定化基金からの借り入れ金が8,200万円になりました。それを今後24年から3カ年で償還していきます。小規模特別養護老人ホームの2施設の開設、58名の定員でございます。そのようなことを加味いたしまして、介護の給付費の23年度の実績見込みに対しまして、今後平均して3.4%の伸びを見込んでおります。要介護認定者数の見込みでございますが、23年度末で2,041人、ほぼ安定はしておりますが26年度末の見込みでは2,093人と

52名の増を見込んでおります。また、認定率ですが、20.2%の介護認定の見込みとしております。このような中で、3カ年の介護保険の給付費は98億円を見込む形となりました。これに対し、県の財政安定化基金の取り崩しが認められ、1,800万円交付になりますが軽減効果は約57円という試算でございました。

以上の点が主なポイントでございます。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第2号平川市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第2号平川市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことに伴い、関係する事項の改正を行うため提案するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第3号平川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第3号平川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

道路法施行令の改正に伴い、道路占用料の額を改定し及びその他所要の改正を行うため提案するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第4号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長

（佐藤一行）

議案第4号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、その提案理由を御説明いたします。

青森県市町村総合事務組合の構成団体である公立金木病院組合が平成24年3月31日をもって解散することにより、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため提案するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第5号市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長

議案第5号市道路線の廃止について、その提案理由を御説明いたしま

- (佐藤一行) す。
- 道路法第10条第1項の規定により、杉原北原3号線ほか3路線を廃止するため提案するものであります。
- 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
- お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 議案第6号市道路線の認定についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 副市長。
- 副市長 議案第6号市道路線の認定について、その提案理由を御説明いたします。
- (佐藤一行)
- 道路法第8条第2項の規定により、杉原北原3号線ほか3路線を市道として認定するため提案するものであります。
- 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
- お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 議案第7号農地災害復旧事業の施行についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 副市長。
- 副市長 議案第7号農地災害復旧事業の施行について、その提案理由を御説明いたします。
- (佐藤一行)
- 土地改良法第96条の4において、準用する同法第49条第1項の規定により、農地災害復旧事業の工事計画を定め市営事業として施行するため提案するものであります。

内容といたしましては、平成23年9月17日から19日にかけての豪雨災害により被害を受けた、唐竹芦毛沢地区1件の農地災害復旧事業であります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第8号市有財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長

(佐藤一行)

議案第8号市有財産の無償貸付けについて、その提案理由を御説明いたします。

地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。

貸付けする市有財産は建物で旧平川市立小国小・中学校校舎の1階部分、534.22平方メートル。貸付けの相手方は、大坊竹原218番地1あすなろ理研株式会社、貸付けの条件は平川市との共同研究による「ひらかわそばもやし生産事業」の用に供すること、貸付期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日までであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第9号平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

- 提案理由の説明を求めます。
- 副市長。
- 副市長
(佐藤一行) 議案第9号平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、その提案理由を御説明いたします。
- 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき、指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について議会の議決を求めるため提案するものであります。
- 管理の指定先を有限会社おのえ企画とし、管理の期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするものでございます。
- 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
- お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 次に議案第10号から議案第33号までの24件は、平成24年度の予算案件であり、先ほど議員全員をもって予算特別委員会を設置したことから、質疑を省略したいと思います。
- これに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を省略します。
- それでは、議案第10号から議案第33号までの24件を一括議題とし、始めに議案第10号平成24年度平川市一般会計予算案について、提案理由の説明を求めます。
- 企画財政部長。
- 企画財政部長
(木村雅彦) 議案第10号平成24年度平川市一般会計予算案の提案理由を申し上げます。
- 平成24年度平川市一般会計当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ163億5,000万円とするものであります。
- その内容につきましては、まず歳入の主なものは、1款、市税につきましては、市民税が個人・法人とも増額となり、また、たばこ税についても増額となっております。一方で、固定資産税が評価替等により大幅な減額となり、対前年度比0.1%増の21億8,736万円としたところでございます。

2款、地方譲与税のうち地方揮発油譲与税は、前年度の見込み額から対前年度比32.1%増の7,000万円としてございます。

9款、地方特例交付金については、児童手当・子ども手当及び自動車取得税交付金に係るものがなくなったことにより、対前年度比78.4%減の1,100万円としてございます。

14款、国庫支出金は、子ども手当等が前年より減額となり、生活保護費は増額となりました。このような要因から対前年度比0.7%減の19億3,887万円としてございます。

15款、県支出金はふるさと雇用再生特別交付金、知事及び県議会議員選挙委託金がなくなったこと等により、対前年度比7.7%減の10億8,159万円としてございます。

18款、繰入金では起債の繰上償還費の財源として市債管理基金繰入金3億円、経済対策に対応して財政調整基金繰入金を7億1,000万円としたところでございます。

21款、市債は防災拠点施設整備事業、古懸不動野線道路改築事業及びおのえスポーツセンターや球場等整備事業などにより、対前年度比78.1%増の7億1,030万円としたことなどが主な内容であります。

一方歳出の主なものは、2款、総務費ではネットワークシステム及び総合福祉システムの更新等により、対前年度比2.6%増の18億3,064万円としております。3款、民生費では子ども手当、保育所運営費の減額により対前年度比1.6%減の50億6,313万円となりました。

5款、労働費ではふるさと雇用再生特別交付金事業がなくなったことなどにより、対前年度比27.0%減の9,806万円となりました。

6款、農林水産業費では農業生産振興対策貸付事業、6次産業化施設整備事業、新規就農者支援事業を新規計上しており、対前年度比44.2%増の10億8,899万円としてございます。

8款、土木費は古懸不動野線道路改築事業の増額、市営住宅ストック改善事業の新規計上等により、対前年度比8.6%増の16億1,547万円としております。

10款、教育費では義務教育施設整備、学力向上対策のほか、運動施設整備事業2億8,900万円を新規計上し、対前年度比16.0%増の14億6,502万円としております。

12款、公債費は将来の公債費負担軽減のため、民間資金繰上償還分として3億円を通常償還費に上乘せし計上しているところです。

以上が歳出予算の主なるものであります。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において担当部長等よりお答え申し上げますので、よろしく願いいたします。

次に議案第11号平成24年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○議長

○市民生活部長
(櫻庭正紀)

議案第11号平成24年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、その提案理由を御説明いたします。

予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,051万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございますが、国民健康保険税9億1,422万4,000円、国庫支出金11億5,113万3,000円、県支出金2億5,840万2,000円、療養給付費交付金2億5,843万9,000円、前期高齢者交付金7億4,405万4,000円、共同事業交付金5億6,369万7,000円、繰入金3億7,711万3,000円などとなっております。

また歳出の主なものでございますが、総務費1億188万5,000円、保険給付費27億315万5,000円、後期高齢者支援等費5億4,320万8,000円、介護納付金2億7,347万円、共同事業拠出金5億6,833万1,000円、保健事業費4,370万2,000円、諸支出金1,130万7,000円などとなっております。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

次に、議案第12号平成24年度平川市介護保険特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長
(櫻庭正紀)

議案第12号平成24年度平川市介護保険特別会計予算案について、提案理由の説明をいたします。

予算総額を歳入歳出それぞれ34億4,159万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは保険料6億1,629万5,000円、国庫支出金8億9,133万6,000円、支払基金交付金9億4,366万6,000円、県支出金4億7,072万8,000円、繰入金5億477万4,000円などとなっております。

また歳出の主なものは、総務費9,999万3,000円、保険給付費32億2,428万4,000円、地域支援事業費8,876万3,000円、公債費2,735万8,000円などとなっております。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長

次に、議案第13号平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長
(櫻庭正紀)

議案第13号平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について、その提案理由を御説明いたします。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,773万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございますが、保険料1億4,341万2,000円、繰入金1億465万2,000円、諸収入961万1,000円などとなっております。

また、歳出の主なものでございますが、総務費1,052万7,000円、後期

高齢者医療広域連合納付金 2 億4, 580万9, 000円、諸支出金130万円などとなっております。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長

次に、議案第14号平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

平川診療所事務長。

○平川診療所事務
長（蔦谷博通）

議案第14号平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案について、その提案理由を御説明申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ3億6, 809万円と定めるものであります。歳入では1 款の診療報酬は1 億7, 114万8, 000円で、そのうち平川診療所分が1 億4, 294万8, 000円で、**1** 川診療所分が2, 820万円となっております。

2 款の負担金は2, 700万1, 000円で、平川診療所分が2, 250万1, 000円、**1** 川診療所分が450万円となっております。

3 款の手数料が119万1, 000円。

4 款の繰入金金が1 億4, 358万3, 000円で、そのうち平川診療所分として1 億546万3, 000円、**1** 川診療所分として3, 812万円となっております。

5 款の諸収入は916万7, 000円。

6 款市債の総務債が平川診療所分の1, 600万円となっております。

一方歳出は、1 款総務費が2 億2, 781万8, 000円で、そのうち平川診療所分が1 億8, 291万8, 000円、**1** 川診療所分として4, 490万円となっております。

2 款医業費は1 億3, 355万9, 000円で、そのうち平川診療所分が1 億1, 054万1, 000円、**1** 川診療所分で2, 301万8, 000円となっております。

3 款の公債費が**1** 川診療所分の312万3, 000円。

4 款予備費が350万円となっております。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等によりお答え申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長

次に、議案第15号平成24年度平川市学校給食センター特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務
局長（芳賀秀寿）

議案第15号平成24年度平川市学校給食センター特別会計予算案について、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出予算総額をそれぞれ3 億5, 919万4, 000円とするために提案するものであります。

歳入では、一般会計繰入金を2 億1, 147万8, 000円、給食収入を1 億4, 771万5, 000円。

歳出では、1 款学校給食費ですが1 目を平賀学校給食センター費とし2 億2, 179万8, 000円でございますが、その主なものは賄材料費1 億111

万7,000円、備品購入費、配送トラック1台の更新として537万円でございます。2目尾上学校給食センター費1億980万2,000円とし、その主なものは賄材料費4,631万6,000円としてございます。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長

次に、議案第16号平成24年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

尾上総合支所長。

○尾上総合支所長
(松田健雄)

議案第16号平成24年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案について、提案理由を御説明いたします。

予算総額を歳入歳出それぞれ1,067万6,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、温泉使用料が1,029万8,000円、分湯収入が36万円であります。

一方歳出では、猿賀南田温泉管理費が375万9,000円、みなみの温泉管理費が440万3,000円。予備費に251万4,000円を見込んで計上したものであります。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長

次に、議案第17号平成24年度平川市簡易水道特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

議案第17号平成24年度平川市簡易水道特別会計予算案について、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,889万2,000円と定めるということですが、その主な内容につきましては歳入が事業収入、簡易水道使用料538万7,000円、一般会計繰入金1,350万5,000円となっております。

一方歳出では、事業費の管理費が698万8,000円、公債費が1,150万4,000円となっております。

詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長

次に、議案第18号平成24年度平川市水道事業会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長
(中田博光)

議案第18号平成24年度平川市水道事業会計予算案について、その提案理由を御説明いたします。

第2条業務の予定量でございますが、給水戸数は8,810戸に対し、年間総給水量218万145立方メートルを見込んでおります。

次に第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入については、水道事業収益として5億2,809万6,000円を計上しております。これは水道事業の経営活動全般から生じる収益でございますが、営業収益

で5億1,661万7,000円計上し、その主なものは給水収益5億1,622万5,000円でございます。ほかに営業外収益では1,147万9,000円を見込んで計上しております。

支出では、水道事業費用として4億6,230万4,000円を計上しております。これは水道事業の経営活動全般に要する費用でございます。営業費用として4億4,683万円計上し、その主なものは受水費等原水の取水に要する費用として2億3,993万7,000円、減価償却費1億2,800万1,000円でございます。

営業外費用として1,417万4,000円計上していますが、企業債に対する支払利息が主なものでございまして、1,417万3,000円となっております。ほか特別損失として30万円、予備費として100万円計上しております。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入については水道事業資本的収入として2,660万6,000円を計上し、その主なものは企業債元金償還に充てるために、一般会計から繰り入れされる出資金2,660万5,000円でございます。

また、支出については、水道事業資本的支出として2億5,515万円を計上し、建設改良費2,632万円、企業債元金償還金が2億2,883万円となっております。

以上が資本的収入及び支出であります。第4条の本文の括弧書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,854万4,000円は、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

なお、詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

次に、議案第19号平成24年度平川市下水道事業会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長
(中田博光)

議案第19号平成24年度平川市下水道事業会計予算案について、その提案理由の御説明をいたします。

第2条業務の予定量でございますが、下水道事業4事業合わせて処理区域内人口を3万3,191人、排水戸数を8,431戸と見込んでおります。

次に第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入については事業収益として、4事業合わせて7億8,829万3,000円を計上しております。

これは、下水道事業の経営活動全般から生じる収益でございます。営業収益で3億9,892万3,000円計上し、その主なものは、下水道使用料3億9,768万1,000円でございます。ほか、営業外収益では3億8,937万円計上し、その主なものは、営業費補助の目的で一般会計から交付される補助金3億8,931万5,000円となっております。

支出では、事業費用として4事業合わせて9億2,309万7,000円を計上しております。

これは下水道事業の経営活動全般に要する費用でございます、営業費用として6億8,245万1,000円を計上し、その主なものは、公共下水道事業費用の中の岩木川流域下水道維持管理負担金1億3,815万8,000円を含めた、総係費2億2,463万3,000円および減価償却費3億4,833万円でございます。

営業外費用として2億3,792万6,000円計上していますが、企業債に対する支払い利息が主なものでございまして、2億3,792万2,000円となっております。

ほか、特別損失として82万円、予備費として190万円計上しております。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入については資本的収入として4事業合わせて5億888万4,000円を計上し、その主なものは企業債元金償還等に充てるために一般会計から繰り入れされる出資金4億8,968万4,000円でございます。

また、支出については資本的支出として4事業合わせて7億2,241万4,000円を計上し、その主なものは企業債元金償還金が6億9,596万4,000円となっております。

以上が、資本的収入及び支出であります。第4条の本文の括弧書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,353万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

なお、詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長

5番、山田議員。

○5番

(山田尚人議員)

生理現象のため中座したいと思いますけども、休憩も含めて了解いただければ、お願いいたします。

○議長

11時30分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第20号から議案第33号の14件は財産区一般会計予算案ですので、14件を一括し、その提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

議案第20号平成24年度平川市広船財産区一般会計予算案から議案第33号平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの全14件について

て、その提案理由を御説明いたします。

全14件の予算について、議会の議決を求めるため提案したものであります。

全14件の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,340万円であります。主な内容につきましては、森林総合研究所による分収造林事業にかかわる除伐、下刈り等の委託費等であります。

なお、詳細につきましては、付託されます予算特別委員会において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

以上で、議案第10号から議案第33号までの24件の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

議案第10号から議案第33号までの24件を予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第33号までの24件は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

(「10号からでなく20号から」と呼ぶ者あり)

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時35分 再開

○議長

会議を再開いたします。

お諮りします。

議案第10号から議案第33号までの24件を予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第33号までの24件は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

議案第34号平成23年度平川市一般会計補正予算案(第6号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長
(木村雅彦)

議案第34号平成23年度平川市一般会計補正予算案(第6号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,253万9,000円を減額し、予算の総額を161億3,989万2,000円とするものであ

ります。

今回の補正は、今年度の各事業費がほぼ固まりましたので、精査するためのものとなっております。

まず歳入であります。13款使用料及び手数料では、家庭ごみ処理等の手数料を521万4,000円減額しております。

14款国庫支出金では、子ども手当費1,134万円、保育所運営費を391万4,000円、舗装補修事業等で3,202万4,000円減額し、生活保護費を2,544万5,000円の追加をしております。また市町村合併推進体制整備費5,036万5,000円を計上しております。

15款県支出金では、施設開業準備経費助成特別対策事業費を3,480万円計上しております。

16款財産収入では、不動産売却収入で2,634万1,000円を追加しております。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金を2億3,766万6,000円、市債管理基金繰入金を4億1,200万円減額し、21款市債では、臨時財政対策債を4億6,406万8,000円追加することとしております。

一方、歳出は2款総務費では、地域経済活性化対策補助金、バス運行補助金等、企画費で2,807万5,000円の減額、3款民生費では、子ども手当、保育所運営費等によって、児童措置費が3,852万5,000円減額、生活保護費が4,031万2,000円の追加となっております。また、施設開業準備経費助成特別対策事業で3,480万円計上しております。

4款衛生費では、診療所特別会計繰出金を2,105万4,000円追加し、6款農林水産業費では、パイプハウス復旧支援対策事業で1,500万円計上しております。

8款土木費では、市道維持補修工事費、備品購入費等で6,798万4,000円の減額、10款教育費では、おのえスポーツセンター駐車場等整備、奨学貸付金等で3,314万7,000円の減額となっております。

以上が、今定例会に提出されました一般会計補正予算案の主なるものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会において担当部長等よりお答え申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

○16番

(成田敏昭議員)

16番、成田議員。

50ページのパイプハウスの復旧支援対策事業に1,500万円載っているわけですけども、これは市単独の事業でなくて県と合わせた金額なのか。その辺についてお尋ねすると同時に、今後、早急にやらなければいけない農家がありますので載ったと思うんですけども、今後、説明会とかそういうのやるのかやらないのかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長

経済部長。

○経済部長

この50ページの1,500万円のパイプハウスの復旧支援対策事業補助金で

- (奈良 進) ありますが、これにつきましては県の補助金は入っておりません。市単
独であります。県にもお願いしておりますが、県でも検討されているこ
とだと思います。ここで想定しているのは市単独の補助金であります。ま
た、説明会を実施するののかということでございますが、被災者が特定さ
れておりますし、また広報に付随したチラシ、回覧板等で申請方法等を
明記してありますので、あえて説明会は実施いたしません。以上です。
- 議長 16番、成田議員。
- 16番 (成田敏昭議員) 市の単独事業ということであったんですけども、今、県でも3分の1
くらい補助するというで聞いていますけれども、そうなってくると
1坪当たりの単価は、市単独だとどのくらいなのか。また県が3分の1
補助する場合どうなるのか。その辺について、わかっていたらお願いし
ます。
- 議長 経済部長。
- 経済部長 (奈良 進) 県では目下3分の1という数字を明記しておりませんし、そのような
細かい要綱については、まだ発表されておられません。また、もしそうな
った場合、それは多重補助になるといけませんので勘案しながら考えて
いくことになると思いますが、いずれにしましても県と市が連携を組み
まして、できるだけ今回の被災者に有利な方法を制度化したいと考えて
おります。
- 議長 ほかにありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 以上で質疑を終わります。
- お諮りします。
- 本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 議案第35号平成23年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3
号)を議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 市民生活部長。
- 市民生活部長 (櫻庭正紀) 議案第35号平成23年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3
号)について、その提案理由を御説明いたします。
- 今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億740万
4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,573万
9,000円とするものであります。
- 主な内容でございますが、歳入では繰入金1億1,005万円、諸収入633
万7,000円を追加し、国民健康保険税4,596万3,000円、国庫支出金5,354
万4,000円、県支出金303万9,000円、前期高齢者交付金1億2,214万5,000

円、共同事業交付金9,932万4,000円を減額するものであります。

また歳出では、保険給付費1億840万円、後期高齢者支援等費5,478万2,000円、共同事業拠出金3,844万7,000円、保健事業費824万1,000円を減額し、総務費85万1,000円、諸支出金208万8,000円を追加するものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第36号平成23年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(櫻庭正紀) 議案第36号平成23年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第3号)について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,940万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,113万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入では保険料を2,515万3,000円減額し、保険給付費の追加に対する負担分などで国庫支出金848万2,000円、支払基金交付金680万3,000円、県支出金3,095万6,000円、一般会計繰入金594万3,000円、基金繰入金79万7,000円、市債157万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

また歳出では、総務費603万1,000円、保険給付費2,268万6,000円、基金積立金30万円、地域支援事業費39万円をそれぞれ追加したものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第37号平成23年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長
(櫻庭正紀)

議案第37号平成23年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ675万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,094万9,000円とするものであります。

主な内容でございますが、歳入では前年度繰越金98万8,000円を追加し、繰入金497万8,000円、諸収入278万6,000円を減額するものであります。

また歳出では、総務費376万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金298万7,000円を減額するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第38号平成23年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平川診療所事務長。

○平川診療所事務
長(蔦谷博通)

議案第38号平成23年度平川市国民健康保険診療施設診療所特別会計補正予算案(第2号)について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ730万4,000円減額し、予算総額を3億6,366万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入では1款診療収入を2,340万5,000円減額、2款分担金及び負担金を484万1,000円減額し、また4款繰入金を2,314万2,000円追加。6款市債を220万円減額補正するものでございます。

一方歳出では、1款総務費を113万6,000円追加し、2款医業費844万円

- を減額補正するものであります。
- 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。
- 議等 これより質疑に入ります。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
 お諮りします。
 本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
 よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 議案第39号平成23年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（芳賀秀寿） 議案第39号平成23年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第3号）について、その提案理由を御説明いたします。
 歳入歳出それぞれ728万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,294万4,000円とするため提案するものであります。
 今回の補正は、歳入では一般会計繰入金を428万5,000円減額、給食収入を300万円減額。歳出では共済費を60万8,000円追加、需用費を300万円減額、工事請負費を489万3,000円減額するというものでございます。
 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
 お諮りします。
 本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
 よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 議案第40号平成23年度平川市水道事業会計補正予算案（第4号）を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 水道部長。
- 水道部長（中田博光） 議案第40号平成23年度平川市水道事業会計補正予算案（第4号）について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、県からの依頼により施工した支障物件の移設等に要した費用及び人件費の精査等により、所要の補正を行うものでございます。

その内容につきましては、収益的収支の収入について、営業収益の中の受託工事費収益を169万5,000円減額し、支出については営業費用の中の受託工事費を155万円減額、総係費を28万円増額し、合わせて127万円を減額するものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第41号平成23年度平川市下水道事業会計補正予算案（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長
（中田博光）

議案第41号平成23年度平川市下水道事業会計補正予算案（第4号）について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、一般会計の当該企業会計に繰り入れされる補助金及び出資金の精査、並びに企業債に対する支払利息及び人件費の精査等により、それぞれ所要の補正を行うものでございます。

その内容につきましては、収益的収支の収入について、一般会計補助金の精査により公共下水道事業収益を660万7,000円減額、特定環境保全公共下水道事業収益を7万3,000円増額、農業集落排水事業収益を40万3,000円増額して、各事業収益合わせて613万1,000円減額。

支出については、公共下水道事業費用を24万9,000円増額、特定環境保全公共下水道事業費用を5万4,000円増額、農業集落排水事業費用を6万8,000円増額して、各事業費用合わせて37万1,000円を増額するものでございます。

また、資本的収支の収入について、一般会計出資金の精査により公共下水道事業資本的収入を930万6,000円増額、特定環境保全公共下水道事業資本的収入を1万9,000円減額、農業集落排水事業資本的収入を36万5,000円増額して、各事業資本的収入合わせて965万2,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等に

○議長

より御説明いたしますので、よろしくお願いいいたします。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に議案第42号から議案第49号までの8件は、財産区一般会計補正予算案でありますので一括し、提案理由の説明を求めたいと思います。

お諮りします。

議案第42号から議案第49号までの8件を一括し、提案理由の説明を求めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第49号までの8件を一括し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

議案第42号平成23年度平川市荒田財産区一般会計補正予算案(第1号)から議案第49号平成23年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案(第1号)までの全8件について提案理由を御説明いたします。

その内容ですが、全8件の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,248万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,139万2,000円とするため提案するものであります。

主な内容につきましては、分収造林契約を締結している森林総合研究所の事業計画変更のため、分担金及び林業費を変更するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

なお、質疑のある方は議案番号を告げてから質問内容に入ってくださいようお願いいいたします。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号から議案第49号までの8件を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第50号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第50号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、その提案理由を御説明いたします。

青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である、公立金木病院組合が平成24年3月31日をもって解散し、同年4月1日からつがる西北五広域連合が加入することにより、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため提案するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第51号については、2月29日に開催された議会運営委員会において、委員会付託を省略し、議員全員で審議すべき議案と判断されました。

ここで理事者から、その理由について説明があります。

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

本議案については、まず黎明郷が碓ヶ関の診療所を本年3月31日で閉じることになっております。引き続き市で碓ヶ関診療所を開設するのに、皆様に全協でお話したわけですが、患者様の利便性を考えると空白期間をできるだけ短くして早く開設したいということを考えております。開設にあたっては、保健所等への申請事務を必要とします。その書類の中に診療所を設置することを議会で議決したとの書類、医師免許の提示、診療所の図面等が必要であります。

よって、通常の常任委員会付託を受けますと2週間あまり申請が遅れ

ることになりますので、今回、平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案の議案については、委員会の付託を省略して審議をお願いするところであります。

○議長

これより委員会付託を省略することについての質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

議案第51号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長

（佐藤一行）

議案第51号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

新たに平川市国民健康保険碓ヶ関診療所を設置するために、平川市国民健康保険診療施設に平川市国民健康保険碓ヶ関診療所を加え、その他所要の改正を行うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

（「議長、総務部長」と呼ぶ者あり）

○議長

総務部長。

○総務部長

（古川鉄美）

常任委員会の付託を省略させているということで、若干補足説明をさせていただきます。

先ほど副市長が提案理由を述べたとおり、平川市国民健康保険診療施設に市の直営で碓ヶ関診療所を加えるということですが、改正にあたってはこれまでの平川診療所、1川診療所、新たに計画しております碓ヶ関診療所、3施設とも指定管理を導入できるという改正をさせていただきました。まず、第2条の改正については、碓ヶ関診療所を加える改正。第3条の改正については条文の整理。第5条及び第6条の改正については、指定管理者は、診療報酬や患者の一部負担金にかかわる、医療サービスにかかわる使用料については、直接徴収して指定管理者の収入とすることができますが、医師が作成する診断書や意見書の事務にかかわる手数料につきましては、徴収に当たっては市から委託を受けて、徴収した手数料については市の会計に入れることが地方自治法で指定されております。

そのようなことから、改正前の条例は使用料と手数料を明確に区分しておりませんでしたけれども、今回指定管理者制度を導入できる改正を行うに当たっては第5条使用料の額、第6条手数料の額を条文で別々に指定する改正を行いました。

それから第9条から第10条の改正に当たっては、指定管理者による管理を行わせることができることや、また指定管理者の業務について追加している条文でございます。また、附則の改正については、これからの碓ヶ関診療所について現在の碓ヶ関保健センターの2階を改修することでございますので、保健センターの部分を削除する改正を行っております。以上、少し長くなりましたけれども補足説明とさせていただきます。

○議長

質疑に入ります。

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤議員。

この議案の取り扱いについては2月29日の議運で了解したので、ここに上程されてきました。即決でやることに決まって、ここで即決でやるその理由を理事者側がしゃべる。指定管理者導入制度の改正も中に入れたということも今、説明をする。私は休憩、食事をとる休憩をここでお願いしたいと思います。新たに今、しゃべられたことについて、このまま休憩も食事もとらないで、昼休み時間もとらないでこのままやるということに対しては、ちょっと今、わからない点も出ましたので、考える時間も与えて欲しいと思います。

そういうことで議案の取り扱いについては、すでに了承されていることです。なぜここでまた理事者側でいろいろなことを言うのか、ちょっとわかりませんが、それほど急を要する、今回何とかやってほしいということでしょうか、ちょっとそういうやり方に対しては疑義があります。

とにかく休憩をとらせて少し。空腹であるといろいろ言ってはならないことを言いそうですので、よろしくお願ひします。食事の時間をとらせてください。

○議長

お諮りします。

(「続行」と呼ぶ者あり)

○議長

続行の声が多いようです。

続行します。

質疑を求めます。

13番、齋藤議員。

○13番

(齋藤律子議員)

私は無医地区にはさせてはならない。このことをずっとしゃべってきました。また、2月27日、診療所の開設には異論がないと、そういうことも意見として述べました。ただ全員協議会に出された資料では、財政が全く不明確だなどと思っています。そこでお尋ねをします。

2月27日に全員協議会で説明に使われた財政は、黒字になるような財政でした。総務部長も説明の中で4月から開設をしたら数字まで出して

黒字になるという説明をしました。大抵、診療所、医療機関の会計は一般会計から出してやらないともたないと思っておりますが、この一般会計からの繰り入れ、一般会計からどのくらい出すことを想定しているのか、まず一つお尋ねしたいと思います。

先ほどの診療所の予算24年度の予算の説明でも、やはり一般会計から相当出しているわけです。1川診療所の規模とはちょっと違うと解釈しております。今度開設する予定の碓ヶ関診療所は、そういう1川診療所の域ではないと思っておりますので、失敗すれば地域住民に多大な迷惑をかけることにもなります。市の財政を圧迫していくことにもなります。そういうことでは、やっぱり議論をする余地を与えて欲しかった。いくら急ぐのはわかりますが、そういう余地を与えて欲しかったと思っております。今後の計画にも大きな影響を与えることになると、私は思っております。

今後、平川市が3箇所診療所を持つこととなりますので、これまでも医業費抑制につながるような、そういう改革をしていかなければならないということを一般質問等でも言ってまいりました。そういうことでは各拠点があるということはいいいことなんですが、改革をしていかなければ、今までのやり方ではとても大変だと思っております。地域に根ざした医療を求めていくのなら改革をしていく。一般会計からの繰り入れをどう想定しているんだとか、今、言ったことに対して私の疑問を払拭するような答弁を期待しています。以上、よろしくお願ひします。

総務部長。

それでは質問を整理しながらまいりますと、一般会計の繰り入れということとして、初期投資3,800万、これについては初期の投資ということで一般会計からの支出。まだ若干、医師と詰める部分があるわけですが、初期投資については一般会計を繰り入れる。ただし、過疎債を使いたいということですので、これについては7割相当の交付税の算入がありますので、その辺も加味くだされば。それから前回は経営試算ということで、12カ月の試算をしたわけですが、これについては現在の碓ヶ関診療所からいただいている資料、予定されている医師との話し合いの中で、我々も今現在持っている情報、資料の中から今のところで正確であると思われる数字について、診療報酬等を試算したわけであり

市長もできるだけ赤字は避けたいということですので、今現在の資料によりますと赤字にはならない、黒字ということになります。できるだけ委託を増やして民間でやれるところは民間で、人件費も最小限の人件費で試算しております。そういう部分では必要最低限の方向でこれからも経営していくということで進めておりますので、御了解をお願いいたします。以上です。

12番、齋藤議員。

12番、齋藤 剛です。

○議長

○総務部長
(古川鉄美)

○議長

○12番

(齋藤 剛議員)

先ほど総務部長の補足説明の中に指定管理を考えてもよいというようなことがございましたけども、先般の27日の全体協議会にはそのようなことは申し合わせませんでした。

それと私ども議員といたしまして、全員協議会に入る前にマスコミ等の報道で診療所ありきというような形で、そのようなマスコミを見てから私ども全員協議会に入ったわけがございます。非常にそういうのも議会無視なのかなという感じもしてございます。そして最高に急いでも6月1日から診療ができるのかなと私どもに説明がございましたけども、先ほどの提案理由の中に何とか急いで連休明けには間に合わせたい。非常に言ってることが、その度々ごとと変わるということ、私は本当に、どうへばこう変わるのよというような感じがしてなりません。

そして、例えばですけども、私も1川の診療所に行って内科の診療を受けております。2カ月に1回の投薬をいただいております。50人、毎日通院できる、そして20日間で1,000人行ける、碓ヶ関の人そんなに具合の悪い人ばかりじゃないと思います。この数字そのものも274万4,000円プラスになるということも私非常に不思議でございますけども、やってみなければわからないということでございますので、それに対してはどうかのございませんですけども、やっぱり平川市の財政を圧迫するのかなという感じがしてございますので、6月1日からやるって言うのなら6月1日用に計画してください。そして27日に全体集會やるっていうのなら、その前に報道陣に議会を無視したような、ありきというような形で、設置というような形で報道させることも、私は止めてもらいたいと思います。

市長の提案でございますので議員の皆様もやむを得ないという感もございますけども、市長側と議会は両輪でございます。両輪うまく回ってこそ両輪でございますけども時と場合によれば、議会のミスもあるだろうし市長のミスもあるでしょうから、それを加味するのも議会なのかなと感じてございます。そういう意味で私が前に要求したように、時間の変更もしてはいいのではないかと。例えば8時半から5時までとありますけども、そういうのも全員協議会でも、その前の説明会でも一向に改正する気持ちもございませんでした。一方的にものを決めてきて、我々議員にこうなったんだはんでというような押し付けがましいやり方は、私は非常に腑に落ちないと思ってます。

いま一度、お伺いいたします。

指定管理者の条項を加えたということは、指定管理させる、公設民営というような形であり得るからでしょうか。

お尋ねいたします。

○議長

いろいろとまだ質疑があるようですので、1時15分再開で休憩いたします。

午後12時19分 休憩

午後1時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど午前中の12番、齋藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

まず最初に、指定管理の移行もありうるのかという御質問が出ましたので、お答えいたします。

もし、これから碓ヶ関診療所を加えますと平川診療所、1川診療所、碓ヶ関診療所ということで、これについては指定管理に3施設とも移行するというものではありません。指定管理制度を導入できるという改正でありまして、このことについてはこれまでも、例えば公の施設の指定管理については今後条例の改正なり、新しく条例を作る場合には直営、指定管理者制度どちらもできるような条文の内容にしてほしいという県の指導もありまして、今までについてもこれに限ったことではなく、新しく改正、作る場合にそういう作り方、改正をしているということで御理解をいただければと思います。

それからもう一つ、診療所ありきではなかったかということですが、これについては確かにいろいろな判断の中で、私たちが設置するという提案をさせていただきましたけれども、今現在の状況の中で医師確保が大変だという中で、医師の確保のめどがつかないうちに設置するのかわからないのか、議員の意見を聞くのは市長としても大分判断に迷った部分でありまして、全協の最初のあいさつでも述べたとおり、地域住民に安心を与えるため、地域の医療を考えてくださる医師が現れた、経営もいろいろ試算して初期投資についても過疎債を使えば最小限にできる、試算をしたところ一応黒字でみれるのかな、頑張ればですね。そういう試算のもとに市長も皆さんに提案させていただいたという状況であります。

ただ我々も市長も、医師に対しては議会の賛成を得られないうちは設置できないという旨をあらかじめ言っておりますので、何分御了解願えればと。

それからもう一つについては、いつ開設するかということで、一応議員の皆様にご説明いたしましたときは、順調にいつ6月1日ということで御理解を得ていただきましたが、明日にでも保健所に申請の手続きに参りたいと思っております。それでまず2週間。工事が1カ月。工事が完成した折には、保健所で完成を見に来るそうです。許可くるまでに2週間。国保の診療施設になるためには厚労省の許可も得なければならぬということで、正規の手続きをとれば6月になるのかなと最初予想を立てました。

ところが、予定される先生が早く患者さんのことを診たいということで、5月の連休にしてくれないかということで、我々も熱意を十分感じ

まして、それでは工事でも早く、診療所の申請手続きについても、保健所に1週間でも2週間でもなるべく早くしてくれるよう話を詰めているところでありまして、順調にいけば5月にはできるのかなということ、全協の時もそういう感触で話をしましたので、皆様の御理解を得ているものと思っております。

それからもう一つは、診療所の診療報酬を過大に見すぎて、今後経営がこれで黒字になるのかなという御心配の声でしたけども、まず第一に、今現在も碓ヶ関地域だけでなく大鰐からも弘前からも来ているそうです。今来る先生は弘前の方で診療もしている経緯もあるそうで、先生もほかからも来てくれるのかなというそういうお話も我々も聞いています。そして地域の皆さんも地域が一体となって、碓ヶ関診療所をみんなしていくべしということの意思で今、運動を進めているようです。私は今現在はそのような運動が始まって医師も大変意欲があるということで、一つのモデル地区になればいいんですけど、そういうことで、試算をしているところがございますので、御了解をお願いいたします。以上です。

○議長

13番、齋藤議員。

○13番

(齋藤律子議員)

先ほどの私の質問に、初期投資3,800万円に過疎債を使えば最小限にとというお答えでした。私が尋ねたのは一般会計からいくら出すか。初期投資は必ず出さなきゃいけないんですが、今の御説明を聞くと今後診療を始めて黒字になるということで、これから足りない分は一般会計から出すという予定はないというふうに部長の答弁を聞きました。ちゃんと確認をしたいと思います。今後、一般会計からいろいろなことが出てくると思いますが、これはいろいろ想定しているようですが、これは黒字になる想定ですので、一般会計から繰り入れはしなくて独自に黒字の体制でやっていくというふうに見受けたのですが、そこを私は聞きたいんです。初期投資の一般会計からの繰り入れを聞いてるのではないので、私の認識でよろしいですか。お答え願います。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

先ほどの試算したので黒字になるように当然我々も頑張りますし、医者も頑張ると言っていますので……。

最初に全協において皆さんにお示したのは、あくまでの通年ベース12ヶ月、1年ベースで試算しましたので、初年度については5月から6月から始まりますので、それについては今のところは何とも言えないというところ。一般会計の繰り出しがあるのかなのかという御質問ですが、今の状況で総合的に勘案したところ、そういう赤字はないような試算が出ましたので、その事実を申し上げているところでございます。

○議長

12番、齋藤議員。

○12番

(齋藤 剛議員)

12番、齋藤 剛です。

私、食事前に理事者側にお尋ねしたこと、非常に総務部長は苦し紛れの一生懸命うまく答弁したなと思って、わも何だかんだしゃべられねな

って思うんだけど、まず、正規の手続きを踏めば6月1日は可能だっ
て言いながら、連休明けには何とかできるように努力したいということも
含めて、一生懸命やっているんだば努力すればいいなって感じています。

例えばドア1枚取り替えるのに、このドアは特注だはんで時間かかる
とか非常に前に丁寧な説明してありながら、指定管理が今日突然出てき
ました。指定管理にしてもいいということ。ということは我々議員の皆
さんと相談しながら、市長とも相談しながらこれは公設民営であるべき
ではないのかな。例え1億かかっても一時的に1億かかっても、出して
やるはんでいいって、そういうようなことまでしゃべったんだけど、
やっぱりそういうのはできないというような感じで、自分たちも指定管
理もできないんだなというようなことで理解していました。

そうしたら、今日この今、決断しようとする時に急に指定管理もって
きたり、指定管理してもいいししなくてもいいはんでな。ということは、
何よ、この間わんだち言ったことに対して機嫌とったのなという感じも
いたしました。ということは、もしドクターが274万4,000円儲けると、
黒字になると。そして2、3年やると500万くらい黒字になると。せば、
わ、指定管理受けてもいいよと。そうすれば受けるのかなというような……。
汚い解釈かどうかわかりませんが、私はそう感じておりました。そ
して、皆で碓ヶ関の人が一生懸命頑張ってるんだ、我々も頑張ってる
ということ認めます。

本当に私が懸念して言いたいことは、市長も議員も議会も全会一致で
その診療所に対して、あの時賛成したでばなということ自体が私は碓ヶ
関の利用する皆さんに非常に負担をかけると思います。風邪ひかねくて
も行かねばまいねような状態になります。1日50人といえ、20日勤務
とすれば1,000人です。その1,000人の人が毎月行けるのかといえ、私
は碓ヶ関の人、大変な負担になるのかもしれないので、あえて全員一致
ではないんだ、全会一致ではないんだ……。大鰐病院あたりも救急車も
すぐそばにあるんだし、そごさ行けばいいんでねが。私は一般質問の内
容になりますけども、そういうような形をとっていけば碓ヶ関の人だっ
て、自分の得意な分野の医者に今、行ってます。弘前にも行ってます。
また個々の病院にも行ってます。そして自分の体を知っている医者をな
げて今の医者、これからの診療所に行くというのも……。診療所はベッ
ドもなければいろんな形で大きな手術も紹介だけになります。そんなに
稼げるわけがないと思いますけれども、それでも市長がいいってするん
だば、ほとんど今日は可決になるんだと思いますけども……。

可決になってから指定管理をもってくるなら私はこれでもよいと思
います。今日これから可決しようとする前に突然指定管理もってきて、も
うできるんだということは、何よ機嫌とるなよということまでしゃべり
たいんです。繰り返してしゃべりますけども。そうじゃなくて、可決問
題があって、可決してしまったら、やっぱりこういうこともあり得るか

もしれないので指定管理を付け加えましょうって、後日でもいいんじゃないんですか。そういうのくっつけていただければいいんです。それを突然、議員の皆さんに一言なく、どんどん新しいもの持って来て、さあこれもあれもと言う。そういう手法が私は非常におかしいのではないかな、議員いらなくてもいいのかな、市長と総務部長と2人いればこの平川市もっていけるのかなという感じもしないでもありません。これなんだかんだしゃべっても、もうそろそろ時間がきますので、これ以上はなんだかんだ言いませんけども大分、投票なり起立採決なりの方にもっていただければいいかと思ひまして、答弁はいりませんけども、私以上疑問だけ感じたことを伝えました。

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤議員。

一つ確認したいと思います。

なぜ、一般会計から足りなくなった場合は、繰り入れしますよと言えないのか。ちょっとそれは私は大変残念ですけれども、そういうふうに思っているのであれば言ってほしい。その指定管理のことですが、今、設置条例の一部を改正する条例案が決まると、これは碓ヶ関診療所だけでなく1川診療所、現在ある平川診療所にも係ることなわけですね。今、碓ヶ関診療所をどうのこうののように意見をしています、今後は平川診療所や1川診療所も対象になるということで、これは誰にもわからないわけですけれども。この指定管理は1箇所だけではないということとでそう思っていますが、確認したいと思います。

○議長

○総務部長

(古川鉄美)

総務部長。

公の施設の自治法の改正もありまして、公の施設の設置条例等を作る場合はどちらでもできるような改正ですね、今までは委託とかあったんですが、今度は自治法の改正によりまして、直営か指定管理かということになっておりますので、どちらでもできるという条文の作り方が、今までも条例等については改正した場合、新しいものを作る場合、そういう条例の作り方をしてきました。今回改正がありましたので、その県の指導の方向にも従いまして、そういう条例の改正をさせていただきました。3施設ともそういう、できる規定をしてましたので、これは今のところというよりも指定管理にはしないということとで考えております。そういうことで御理解をお願いします。

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤議員。

先ほど指定管理にはできるということで、これは県の指導もあり改正に取り入れたと御説明がありました。国でもそうですが県でも自治体病院、診療所、自治体の医療機関に対してはかなり厳しい態度であります、今回これを県の指導で取り入れたということは、そういう県の策略といえますか県がつかめようとしていることにも乗りはしないかと心配しているわけですが、いかがですか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

指定管理に条例をつくったか、その両方適用できる条文を整理したか
とあって、必ずそちらに移行しなければならないということは、これは
私は考えすぎではないかと思っております。

○議長
○2番
(鳴海伸仁議員)

2番、鳴海議員。

2番、鳴海です。

先ほどから指定管理が云々という話があるんですけども、指定管理者
でなくても指定管理者でも通じる条例といいましたけども、ここの文章
の中にそれがどこか書かれているところがあるんですかね。書かれてあ
るところがあればいいんですけども、明確にその指定管理者でなくても指
定管理者でもこの条例がどちらでも使える文言があるのかと、下手する
と9条の頭の括弧から10条の括弧の頭、ここにはっきりと指定管理者に
よる管理というふうにして書かれてありますので、指定管理者でなけれ
ばこの条文は適用にならなくていいのかということをお聞きしたいと
思います。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

第9条の中に指定管理者による管理ということで、公の施設の指定管
理者の指定に関する条例というのがありまして、その中の3条第1項の
規定で指定される指定管理者にその管理を行わせることができるので
、しなくてもいいという解釈のもとで、直営でも指定管理でも両方で
できるという我々のそういう解釈になってございます。

○議長
○17番
(佐藤 雄議員)

17番、佐藤議員。

私、先回27日の議員協議会にお葬式があつて欠席いたしましたので、
2、3お聞きしたいことがありますのでお伺いたします。

21日のそれぞれの説明会において、いろんな要望が出ました。

市長、あの時おられましたので、先ほどらい一般会計からの繰り入れ
はしないということもお話されてますけども、もしも赤字になった場合、
どうにもならないということだと職員を減じる、やめさせるということ
もございました。また、診療時間これでいくと8時半から5時まで。21
日の話し合いの中では、規定されたこういう時間では患者は来ないだろ
う。したがって人口減著しい碓ヶ関地区でございますので、時間差診療
やってほしいということもその時話されまして、それも話をしてみると
いうようなことで、いろいろ注文があったわけです。それらをやり遂げ
て同意を得たいということをお話されましたけれども、私はこれらの要望、
それらをまとめて、今、先生が来ようとしてますので、それらと文書
をもってはっきりさせていただきたいと思っております。なぜなら、私は農
協の組合長時代、事件がありまして裁判で退職金いらなと言っていて
論旨解雇しました。しかし裁判になったら退職金を請求してきました。
ところが私、退職金は請求しないという文書を1冊とっておりますので、
裁判で勝つことができました。やはりこの文書で口約束だけでなく、
そういうふうになりますよという、双方の協定書みたいなものがあ

れば、いつ何時でも対処できるのではないかと思っているのです、これが一つ。

それから、この経営試算1、2、3、4、5、6……。経営試算通常ベースがこれです。こここのところの支出です。給与費4,734万3,000円。いわゆるこの形式によって274万4,000円が黒字になるということをございますけれども、役所の診療所の会計の中にもありました。一般会計の中にもありました。この給与費に準じて厚生福利が加わってくるわけです。この一般会計は22年度で42.4%、24年度の今の議会にかかわる厚生福利は40.94%です。今日お話になっているこの診療所の全体の共済費は39.138%でございます。いずれにしろ福利厚生費は40%前後かかるということでございます。そうすると274万4,000円黒字になりますよと言っておられますけれども、実際運用する段階ではこの共済費も当然、平川市の職員でなければ来ねってするもんだごころで職員になります。当然、賦課されます。私の計算では1,900万くらいになる。ということになりますとですね、これなぜここに計上しないかということに相成ったわけです。

そういうことからひとつ、皆様方のなぜこういうふうになってるかご説明がなければ納得がいかない。数字的に納得がいかない。

それから先ほどからお話されてますけれども、2月21日説明会のとき6月1日までいろいろ手続きが忙しくて、議会開会当日にかけて6月1日から開設をめどにすると。27日に私欠席したんですけれども、その日の資料には5月連休明けに……。いや、そんなはずねんだけどもなと思っておりましたけれども、先ほどの説明で大体わかりましたけれども、説明の皆さんの方で一貫性がないから、皆さんの言動に信憑性を疑われるわけです。そういうことからして、御説明ができればいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長

○総務部長
(古川鉄美)

総務部長

最初に文書ではっきりさせる。議員の皆さんに説明したときに要望がきましたので、それについて文書等ではっきり回答を得たいということでありましたが、まず最初にこれは今後、例えば赤字になった場合職員の体制を見直して例えば看護婦を1名減なり、そういうことは市長も言いました。ということは、別にやめさせるということではなく、診療の規模によって体制の変更もあり得るということを私は言ったつもりでございます。それからもう一つは時間の拡大ですね。例えば民間では午後6時まで診療しているところもありますので、市でもそういうふうなことを診療時間についての変更もできないかということ伺いました。さっそく我々も予定されている先生と話し合いまして、その中で実は平川診療所もこちらに来る予定がされております。そういう中で平川市全体の診療所を考えながら協議していきましょうということになりました。そういうことで、そのような回答については文書で差し上げるかどうか

については、これから協議しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、提示した予算書の試算の方に共済組合とか載ってないわけですが、今現在予定しているところは人事的、看護師等に対して臨時的な任用も考えておりますので、まだはっきりした共済組合等については、当然予算も出てきますので、そのときで明確なお知らせしたいと思いますので、御理解をお願いします。

それからもう一つは、一貫性がないという事でしたけども、これについては先ほども言いましたとおり、ずれて6月1日、患者さんのことを考えれば先生も早く、空白期間をできるだけ短くしていくように、皆で努力をしていきたいと思いますという話になりましたので、これについては先ほど言いましたとおり、そういう今の状況です。ただ一貫性がないと言われれば、私は全協の時もその旨については十分、何回もそれは言っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

○17番

(佐藤 雄議員)

17番、佐藤議員。

まず最初に答弁された退職の件でございますけれども、私あの時、「市長、一たん採用してしまえばやめさせることできないよ。」念には念を押して話をして、赤字になった場合はかような措置をとりたい。責任を持って政治生命とは言いませんよ、責任を持って私は対処するという御発言でありました。

それから診療時間でございますけども、この時間についても、うちの方の説明会の時は何人も、これはそうしてもらわないと困ると、成り立たない、時間差の診療時間。時間割。そういうふうに進めてまいりたいと、はっきり文書をもってこの運営の契約協定というか何というか、そういうものをやるということになるんでしょうか……。

これから共済の関係で予算をもっていくということの、今、御説明でございますけれども、先ほども私言いましたけども皆さんにプロです。追って、これから……。私に言わせると明確に実施しないかというふうに言われても仕方がないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長

○市長

(大川喜代治)

市長。

佐藤議員さんの今いろいろ質問を聞いてますけども、私に言わせると非常に心外な発言をしている。副議長であり、会派の会長の佐藤議員さんが全協で話してる話じゃないんですよ。この間、あなた欠席してるでしょ。それから今、話してるのは全協でないですよ。あなたの会派のところで話してる話ですよ。そういうのは、私は議員としてはちょっと失礼に思いますけども。

○議長

○総務部長

(古川鉄美)

総務部長。

今、共済費の数字が1,092万1,733円ということになってます。これについては若干変更になることは御理解をお願いします。

(「もう一回そのところ金額」と呼ぶ者あり)

- 総務部長
(古川鉄美) 1,092万1,733円です。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
- 議長 (「議長」と呼ぶ者あり)
17番、佐藤議員。
- 17番
(佐藤 雄議員) ただいま市長からお叱りの言葉を受けましたけれども、そういうふう
に思っていくと秘密会、隠された議会に……。これ以上私言いませんけ
れども。閉ざされた市政が展開される恐れがあるのでないかと……。
- 議長 すみませんでした。
質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論終わります。
議案第51号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案
について採決します。
本案を原案のとおり決定するに御異議ありませんか。
- 議長 (「議長、異議あり。投票」と呼ぶ者あり)
投票の声があります。
確認いたします。
投票に賛成の方は起立願います。
- 議長 (投票賛成者起立)
5分の1以上の賛成議員がありましたので、この採決は投票で採決い
たします。
休憩いたします。
- 午後1時49分 休憩
午後1時50分 再開
- 議長 休憩を取り消します。
投票表決の方法ですが、記名と無記名のどちらにした方がよいか、御
意見ありませんか。
- 議長 (「無記名」と呼ぶ者あり)
ただいま無記名投票という御意見がありますが、これに御異議ござい
ませんか。
- 議長 (「記名」と呼ぶ者あり)
両方の御意見がありますので、会議規則第71条第2項の規定によりい
ずれの方法によるかを無記名投票で決めます。
休憩いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 1 時 58 分 再開

- 議長 休憩を取り消し、開議を再開いたします。
これより表決方法について、採決いたします。
記名投票によるべしとの要求について、採決いたします。
この表決は無記名投票をもって行います。
議場を閉鎖いたします。
(議場閉鎖)
- 議長 ただいまの出席議員は、議長を除き19人であります。
投票用紙を配布願います。
(投票用紙配布)
- 議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
12番、齋藤議員。
- 12番 (齋藤 剛議員) 先ほど議長非常に丁寧に説明したんだけど、もう1回記入方法についてお尋ねいたします。
- 議長 ただいま、その件に関して発言しますので。
配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(投票箱点検)
- 議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は無記名投票であり、記名投票によるを可とする方は賛成、否とする方は反対と記入願います。
(「もう1回お願いします」と呼ぶ者あり)
- 議長 もう一度、念のために申し上げます。
投票は無記名投票であります。記名投票によるを可とする方は賛成、否とする方は反対と記入願います。
わかりましたでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは点呼に応じて、順次投票願います。
なお重ねて申し上げます。
投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。
よろしいですか。
- 事務局長 (小野勝一郎) それでは点呼いたします。
(議席番号点呼、投票)
- 議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
(議場開鎖)
- 議長 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に大澤敏彦議員、山田尚人議員、小野長道議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、立会人は大澤敏彦議員、山田尚人議員、小野長道議員を指名いたします。
立会人の立会いをお願いいたします。
(立会人登壇、開票)
- 議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。
有効票が19票、そのうち賛成票が11票、反対票が8票。
以上のとおり賛成が多数であります。
よって表決方法は記名投票と決定されました。
休憩いたします。
- 午後 2 時09分 休憩
午後 2 時11分 再開
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより議案第51号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案について採決いたします。
この採決は記名投票をもって行います。
議場を閉鎖します。
(議場閉鎖)
- 議長 ただいまの出席議員数は議長を除き19人であります。
投票用紙を配布願います。
(投票用紙配布)
- 議長 投票用紙の配布漏れはありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 配布漏れなしと認めます。
(「議長、13番」と呼ぶ者あり)
- 議長 13番、齋藤議員。
- 13番 賛成でも反対でもない場合どうしますか。保留棄権。
(齋藤律子議員)

- 議長
○13番
(齋藤律子議員)
○議長
- 白票にしてください。
賛成も。反対も。
- どちらでもない場合は名前を書かないで投票してください。
投票箱を改めさせます。
(投票箱点検)
- 議長
- 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は記名投票であります。本議案を可とする者は白票を。否とする者は青票を投票箱に投入願います。なお氏名記入欄に記載のないものは無効といたします。
点呼に応じて順次投票を願います。
- 事務局長
(小野勝一郎)
○議長
- それでは点呼いたします。
(「2枚わたりましたが、この取り扱いどうなるのか」と呼ぶ者あり)
この件については、私も初めてでございますので事務局長より説明を願います。
- 事務局長
(小野勝一郎)
- それでは説明いたします。
どちらか1枚を入れてください。
余ったのは自分で持ってください。
ということになっておりますので、よろしく願います。
- 議長
- もう一度念のために申し上げます。投票は記名投票であります。本議案を可とする者は白票を。否とする者は青票を投票箱に投入願います。なお、氏名記入欄に記載のないものは無効といたします。
点呼に応じて順次投票を願います。
- 事務局長
(小野勝一郎)
○議長
- それでは点呼いたします。
(議席番号点呼、投票)
投票漏れはありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
- 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
(議場開鎖)
- 議長
- 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に大澤俊彦議員、山田尚人議員、小野長道議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議あり」「先ほどと同じ」と呼ぶ者あり)
休憩いたします。

午後2時20分 休憩
午後2時21分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に石田隆芳議員、鳴海伸仁議員、今 俊一議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、立会人は石田隆芳議員、鳴海伸仁議員、今 俊一議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いいたします。

（立会人登壇、開票）

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票

有効投票数17票

無効投票数2票

有効投票のうち賛成が15票、反対が2票。

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおり可決されました。

賛成者（白票）氏名 15名

石 田 隆 芳議員	鳴 海 伸 仁議員
今 俊 一議員	大 澤 敏 彦議員
山 田 尚 人議員	小 野 長 道議員
佐々木 利 正議員	工 藤 竹 雄議員
對 馬 實議員	齋 藤 政 子議員
古 川 昭 二議員	成 田 敏 昭議員
福 士 恵美子議員	古 川 敏 夫議員
小田桐 信 勝議員	

反対者（青票）氏名 2名

齋 藤 剛議員	佐 藤 雄議員
---------	---------

○議長

次に日程7、報告案件に入ります。

報告第1号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

専決第10号、第1号、第2号の3件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日ただちに審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長

異議なしと認めます。

よって委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

○企画財政部長
(木村雅彦)

専決第10号平川市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

専決内容の説明を求めます。

企画財政部長。

専決第10号平川市税条例の一部を改正する条例につきまして、その専決理由を御説明申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年12月2日付けで公布されたことに伴い、平川市税条例の一部を改正し、直ちに公布・施行する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

改正の内容については、まず、市たばこ税の税率を平成25年4月1日から普通紙巻きたばこは1,000本当たり644円引き上げ5,262円に改め、旧3級品のたばこは1,000本当たり305円引き上げ2,495円に改めるものでございます。

次に、個人住民税の退職所得に係る所得割額について、現行の10分の1の税額控除を平成25年1月1日から廃止することとなったものでございます。

また、東日本大震災による資産等の損失金額について、住民税の雑損控除を受けられることとされておりましたが、新たに災害関連支出として規定され、控除期間についても1年から3年以内と拡大されたことでございます。

さらには、いわゆる復興財源に充てるため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割額を500円引き上げ3,500円としたことなどであります。

いずれの改正も前述のとおり、関係法令との整合性の観点から直ちに公布・施行する必要が生じ、やむなく専決処分したものであります。地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

質疑を終ります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

討論を終わります。

専決第10号平川市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。

○企画財政部長
(木村雅彦)

よって専決第10号は承認することに決定いたしました。
専決第1号平成23年度平川市一般会計補正予算(第4号)を議題としま
す。

専決内容の説明を求めます。

企画財政部長。

専決第1号平成23年度平川市一般会計補正予算(第4号)について、御
説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円追加
し、予算の総額を162億8,243万1,000円とするものであります。

その内容につきましては、昨年からの大雪で当初予算に見込んだ除雪
費が不足となったことから、歳出に5,000万円除雪経費として追加してお
ります。

一方、歳入は財政調整基金から5,000万円繰り入れすることとしており
ます。

以上により、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承
認を求めるものでございます。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

討論を終わります。

専決第1号平成23年度平川市一般会計補正予算(第4号)について、採
決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。

よって専決第1号は承認することに決定しました。

専決第2号平成23年度平川市一般会計補正予算(第5号)を議題とし
ます。

専決内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長
(木村雅彦)

専決第2号平成23年度平川市一般会計補正予算(第5号)について、
御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円追加
し、予算の総額を163億2,243万1,000円とするものであります。

その内容につきましては、2月3日付けで専決した除雪費が不足とな
ったことから、歳出に4,000万円除雪経費として追加しております。

○13番
(齋藤律子議員)

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

13番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

13番、日本共産党の齋藤律子です。

それでは請願第1号TPPへの参加反対の意見書を求める請願について、紹介議員として請願の趣旨を説明いたします。

野田首相は、昨年11月ハワイで開かれたAPEC首脳会議の際「TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針を表明しました。それに対しアメリカ政府は、ハワイでの日米首脳会談で野田首相が「全ての物品やサービスを貿易自由化交渉のテーブルにのせる」と表明しています。

これをめぐっては世論や国会でも厳しい追及にあい、野田首相は「TPP参加が前提ではない」などと釈明しています。こうした言い訳は国際的には通用するものでなく、ロイター通信は「野田佳彦首相は、2012年11月11日日本が米国主導の貿易協定、TPPへの協議に参加する意思がある旨、明らかにした」と報道しています。野田首相の全ての物品やサービスを自由化交渉の対象にするか否かの発言をめぐって、アメリカ政府の発表を否定しながら訂正さえ要求していません。

御手元の請願趣旨にも書かれているとおり、野田首相のTPP参加に対する態度や交渉姿勢、一連の流れ、方針は明確にTPP交渉参加を前提したものであり、TPPへの参加に反対する多くの国民や、これまで議決されている44道府県議会、市町村議会の8割を超える反対ないし慎重な対応を求める意思を踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。

これまでの議論を通じて、TPPは農業などの第1次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されていますが、政府の説明は国益を守るなどと抽象的な説明にとどまっています。国益に重大な影響をもたらすTPPについて、国民的コンセンサス、合意もなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは絶対に許されることではありません。

以上述べたように、請願趣旨に御賛同くださり、請願項目である「TPPの参加に向けての関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、TPP参加に向けた協議を中止すること。このことに対し、平川市議会満場一致で採択してくださるよう紹介議員としてお願いをします。

以上、請願第1号TPP参加反対の意見書を求める請願についての趣旨説明を終わらせていただきます。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

会議規則第134条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたします。次にお諮りいたします。

○議長

6日は議案熟考等のため、7日は常任委員会開催のため、8日は議事整理のため、この3日間は本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって6日、7日、8日の3日間は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今日は投票とかありまして、私の不手際で皆さんに大変御迷惑をおかけいたしました。大変すみませんでした。

次の本会議は、9日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時41分 散会